

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 平成二十七年東京都告示第六百八十七号 (非常勤職員の第一種報酬の額) の一部改正……………(政策企画局総務部総務課) ……一
- 非常勤職員の第一種報酬の額……………(同) ……一
- 平成二十七年東京都告示第六百八十九号 (非常勤職員の第一種報酬の額) の一部改正……………(総務局総務部総務課) ……二
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………(都市整備局市街地建築部建築企画課) ……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……二
- 介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課) ……三
- 平成二十七年東京都告示第七百号 (非常勤職員の第一種報酬の額) の一部改正……………(建設局総務部職員課) ……三
- インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四

### 規則(公)

### 告示(水)

### 公告

- 平成二十七年東京都水道局告示第五号 (徴収事務の委託) の一部改正……………四
- 東京都功労者表彰……………(総務局総務部総務課) ……四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……八
- 東京都名誉都民に選定した者の事績……………(生活文化局文化振興部文化事業課) ……九
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) ……二
- 土地区画整理組合の理事の就任……………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……三

### 政策企画局

### 海外広報支援専門員

### 日額

24,200円

を

削る。

### 東京都告示第千四百七十八号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号) 第七条の規定に基づき、非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

平成二十七年十月一日

東京都知事 外 添 要 一

### 告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……三
- 都市計画事業の施行 (二件) ……(建設局道路建設部管理課) ……三
- 東京都告示第千四百七十七号  
平成二十七年東京都告示第六百八十七号 (非常勤職員の第一種報酬の額) の一部を次のように改正する。  
平成二十七年十月一日  
東京都知事 外 添 要 一

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
政策企画局	海外広報支援専門員	月額	387,200円

●東京都告示第千四百七十九号

平成二十七年東京都告示第六百八十九号(非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日

東京都知事 舛 添 要 一

「6,940円」を「7,080円」に、「6,890円」を「7,030円」に改める。

●東京都告示第千四百八十号

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月一日

東京都知事 舛 添 要 一

区市 指定する区域

足立区

足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、興野一丁目、興野二丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住旭町、千住大川町、千住寿町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住元町、千住柳町、千住東一丁目、千住東二丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西新井栄町三丁目、西新井本町一丁目、西新井本町四丁目、西新井本町五丁目、本木一丁目、本木二丁目、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町、柳

原一丁目及び柳原二丁目各地内

附 則

この告示は、平成二十七年十二月十七日から施行する。

●東京都告示第千四百八十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

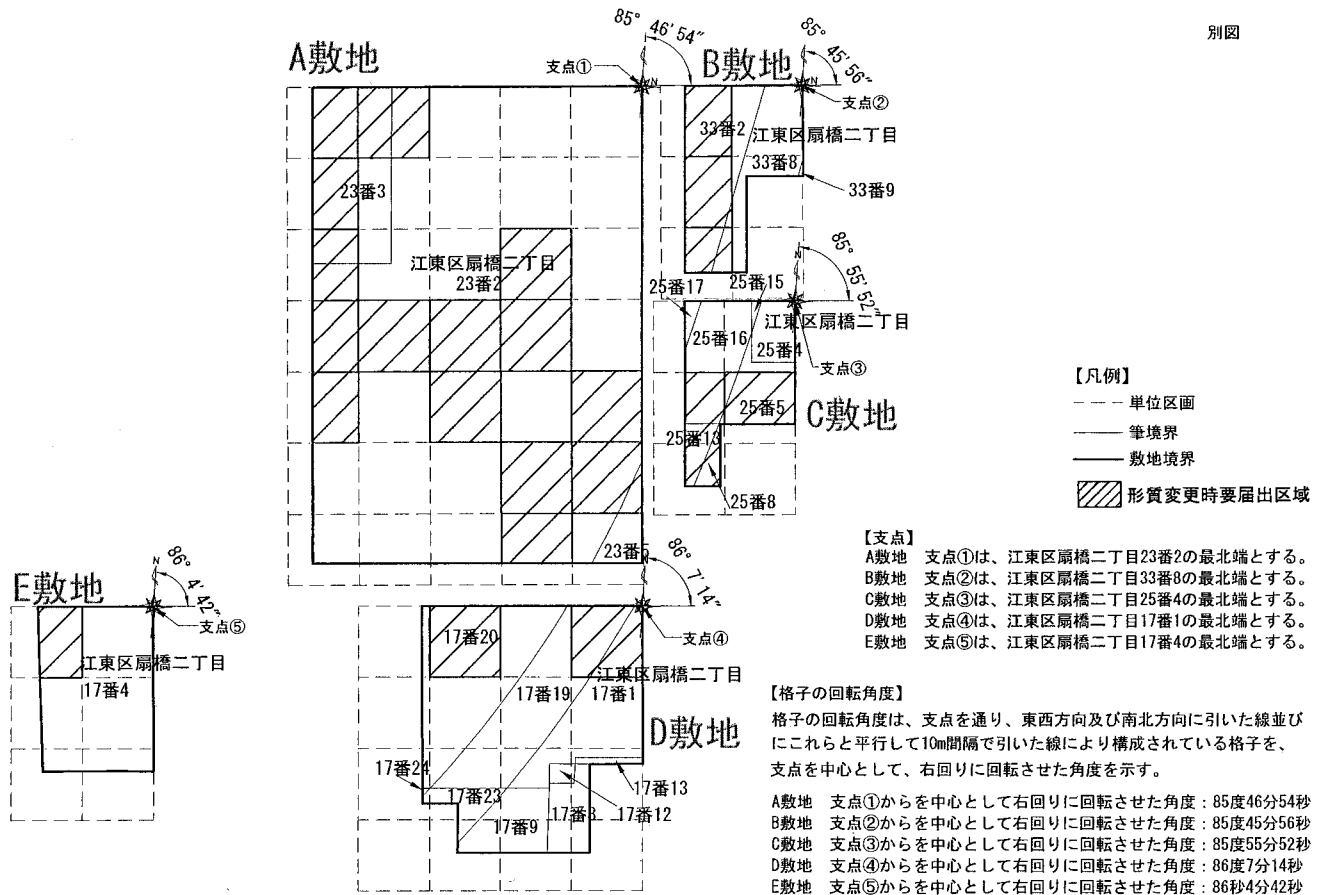
平成二十七年十月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区扇橋二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千四百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条の二及び介護保険法施行令（平成十年政令第百四十二号）第十一条の二の規定により指定市町村事務受託法人を指定したので、同令第十一条の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月一日

東京都知事 舛添 要 一

一 事務所の名称

一般社団法人町田市介護サービスセンター  
 町田市介護人材開発センター

二 事務所の所在地

町田市原町田四丁目九番八号 町田市  
 市民フォーラム四階

三 申請者の名称

一般社団法人町田市介護サービスセンター

四 申請者の主たる事務所の所在地

町田市原町田四丁目九番八号 町田市  
 市民フォーラム四階

五 申請者の代表者の氏名

是枝 祥子

六 指定年月日

平成二十七年十月一日

七 受託事務の種類

要介護認定調査事務

八 居宅サービス等の提供の有無

なし

●東京都告示第千四百八十三号

平成二十七年東京都告示第七百号（非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日

東京都知事 舛添 要 一

「6,890円」を「7,030円」に改める。

### 規 則 (公)

インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年10月1日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

#### ●東京都公安委員会規則第12号

インターネット端末利用営業の規制に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則（平成22年4月30日東京都公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第5号中「あるもの」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第7条第1項に規定する通知カード（以下「通知カード」という。）を除く。）」を加える。

第8条第1号エ中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（当該顧客の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）」を「番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード」に改め、同号カ中「あるもの」の次に「（通知カードを除く。）」を加える。

第12条第2項中「第1項第7号」を「前項第7号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第8条第1号エの改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のインターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則第8条第1号エの規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、同項に規定する個人番号カードとみなす。

### 告 示 (水)

#### ●東京都水道局告示第九号

平成二十七年東京都水道局告示第五号（徴収事務の委

託）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

一 委託した相手方の表受託者名の欄中「株式会社ジェネッツ」を「ヴェオリア・ジェネッツ株式会社」に改める。

### 公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第百七十四号）第二条の規定に基づき、平成二十七年十月一日に表彰された方は、次のとおりである。

平成二十七年十月一日

東京都知事 舛 添 要 一

氏名又は団体名	現住所又は所在地	石井 勉	板橋区	加瀬 三二	江東区
		石田 英朗	中央区	片倉 洋	墨田区
[地域活動功労者]		伊藤 勝利	豊島区	亀山 幸男	豊島区
次の方々は地域の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		伊藤 保久	羽村市	木口 弘	中野区
		今泉 満政	八王子市	桑原 公平	新宿区
旭町地域防犯連絡協議会	練馬区	上野 末次	稲城市	小池 たくみ	北区
池袋西口駅前環境浄化推進委員会	豊島区	宇佐美 芳衛	江東区	小泉 純二	練馬区
亀有防犯指導員ネットワーク「ナイスかめあり」	葛飾区	内山 富雄	荒川区	小能 大介	文京区
地域安全まもり隊	東大和市	江澤 義雄	足立区	小山 慣一	東久留米市
町田市民間交番運営委員会	町田市	海老澤 信吉	大田区	齋藤 常男	杉並区
南葛西町会防犯パトロール隊	江戸川区	大芦 重雄	大田区	櫻井 正	千代田区
青木 健	国立市	岡田 憲治	江戸川区	佐藤 壽宏	立川市
朝倉 利明	府中市	尾後家 省吾	足立区	島村 和成	江戸川区
安達 敏男	台東区	尾崎 眞一	北区	白井 明	狛江市
新井 英生	足立区	小澤 一美	八丈島八丈町	新川 勝二	世田谷区
安西 俊一	葛飾区	小田桐 信吉	新宿区	鈴木 廣美	杉並区
鈴木 真澄	品川区	林 明裕	調布市	[消防・災害対策功労者]	
角之倉 弘至	小金井市	平野 熙幸	中央区	次の方々は地域消防の発展と防災意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
関田 正民	東大和市	船木 良教	羽村市		
関根 勲	武蔵村山市	古澤 弘江	府中市	荏原防火防災協会 女性部会	品川区
鷹田 芳郎	文京区	星野 博	江東区	大井防火防災協会 女性部会	品川区
武井 武雄	北区	丸山 儀一	西東京市	石神井消防団	練馬区
田中 幸一郎	豊島区	森 美彦	目黒区	多摩防火女性クラブ	多摩市
田村 芳壽	小金井市	森田 治男	福生市	東大和市消防団	東大和市
鶴見 一三	品川区	山口 昭	小平市	光が丘防火女性の会	練馬区
土肥 一夫	台東区	山口 菊子	豊島区	臨港防火防災女性の会	中央区
友井 和彦	町田市	山野井 崇二	世田谷区	岡本 靖子	国分寺市
内藤 憲三	墨田区	山本 脩	稲城市	栗林 正次	荒川区
中野 義弘	昭島市	吉田 勇次郎	千代田区	小山 雅生	昭島市
並木 邦夫	羽村市	吉野 和之	三鷹市	鈴木 啓三	北区
鳴嶋 享郎	大田区	若林 清子	荒川区	関口 勝明	世田谷区
萩原 賢藏	荒川区			高橋 幸三	中野区

高橋 清一	三宅島三宅村	飯野 光彦	世田谷区	渡辺 孝二	武蔵野市
高橋 昌克	板橋区	榎本 仁	板橋区	渡邊 正禮	大田区
橘 輝雄	渋谷区	大室 洋昭	北区	[福祉・医療・衛生功労者]	
中村 恵一	足立区	大桃 秀之	台東区	次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に 尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
中村 満	あきる野市	長田 信夫	目黒区		
福島 義矩	中央区	小野塚 鷹一	荒川区	阿佐谷福寿会	杉並区
細渕 浩昌	西多摩郡瑞穂町	小竹 正博	港区	後楽クラブ	文京区
本間 郁浩	府中市	後藤 光男	埼玉県川口市	めじろ台第二むつ み会	八王子市
森本 智晶	小笠原村	斎藤 豊太郎	渋谷区	秋山 秀阿	江戸川区
和氣 正幸	中央区	玉澤 靖司	文京区	秋山 美左江	福生市
渡邊 哲郎	江戸川区	永塚 光夫	杉並区	荒川 泰行	渋谷区
[税務功労者]		奈良 自起	品川区	安西 眞理子	世田谷区
次の方々は納税意識の高揚に尽力され、 特に優れた業績をあげられました。		星野 孝之	新宿区	石井 義久	調布市
		堀口 宗弘	足立区	石坂 孝喜	八王子市
東京納税貯蓄組合 総連合会	千代田区	松本 光史	江戸川区	井上 忠之	西東京市
阿部 財智	練馬区	森 保男	墨田区	岩崎 政吉	新宿区

宇都宮 光明	世田谷区	徳川 康恵	青梅市	渡辺 二郎	町田市
尾崎 次朗	目黒区	中島 孝	渋谷区	渡辺 利江	
上村 直樹	国立市	中原 賢司	板橋区	[環境功労者]	
久保 和彦	台東区	中山 行雄	豊島区	次の方々は自然環境の保全と都市環境の 改善に尽力され、特に優れた業績をあげら れました。	
熊谷 みどり	中野区	野島 正文	八王子市	五十嵐 和代	練馬区
栗田 英樹	台東区	早坂 泰子	杉並区	伊藤 彰功	青梅市
子田 純夫	東久留米市	古野 史郎	港区	熊谷 みづほ	青梅市
小松 孝至	千葉県市川市	峰尾 一彦	八王子市	[教育功労者]	
酒井 克典	府中市	茂木 徹	八王子市	次の方々は教育の振興に尽力され、特に 優れた業績をあげられました。	
阪柳 敏春	杉並区	森山 憲一	練馬区		
佐久間 司郎	中央区	矢島 床子	国分寺市	すみだ四季友遊会	墨田区
佐藤 恭脩	中野区	山下 憲男	多摩市	芦川 隆宥	足立区
柴山 謹一郎	文京区	山田 雄飛	武蔵野市	上園 佳與子	新宿区
高橋 秀徳	江東区	山本 和典	神奈川県川崎市	大島 規男	神奈川県相模原市
塚口 智	府中市	横川 敏男	大田区	大宮 溥	神奈川県鎌倉市
靄田 清江	昭島市	吉田 路樹	大田区	尾崎 多四郎	練馬区

金井 弘子	三鷹市	[文化功労者]		東京都身体障害者 アーチェリー協会	板橋区
金谷 三枝子	世田谷区			東京都パドルテニス協会	中野区
菊池 今次	千葉県船橋市			東京リズムグループ協会	港区
齊藤 幸一	八王子市	川俣 頼三	荒川区	港区バレーボール 連盟	港区
佐々木 一哉	大田区	國井 義弘	江戸川区	有楽陸友会	世田谷区
須田 正幸	板橋区	坂本 和彦	大田区	浅木 登美夫	練馬区
炭谷 晃男	八王子市	猿渡 昌盛	府中市	伊藤 英彦	八王子市
田中 恵一朗	千葉県流山市	蓮沼 大通	武蔵村山市	大石 忠雄	中野区
寺内 幹雄	千葉県我孫子市	堀越 ふじ子 (堀越 一美)	世田谷区	大谷 久知	府中市
中村 廣子	新宿区	宮崎 健二	府中市	小川 茂	江戸川区
名畑 成進	目黒区	[スポーツ振興功労者]		沖山 清	稲城市
西田 忠和	世田谷区			金澤 晟友	葛飾区
彦坂 昌宏	神奈川県横浜市			北村 治夫	文京区
廣川 静	目黒区	足立区ビーチポ ールバレー連盟	足立区	後藤 邦夫	千葉県鎌ヶ谷市
三浦 昭子	港区	大田区水泳協会	大田区	中家 敬士	稲城市
向芝 京太	埼玉県所沢市	江東区サッカー連 盟	江東区	柳生 昌良	渋谷区

渡邊 軍三	江戸川区	清水 仁	小平市	佐久間 克文	大田区
[労働精励者]		外池 正幸	江戸川区	佐藤 文典	杉並区
		山下 勇	青梅市	瀧川 晃一	文京区
		[産業振興功労者]		寺井 宏隆	神奈川県川崎市
赤羽 和人	江東区			戸田 敏夫	台東区
阿部 一紀	文京区			戸部 昇	北区
大宮 孝	羽村市	石川 輝雄	中央区	橋本 栄一	中央区
大類 幸吉	あきる野市	磯村 信夫	大田区	長谷川 健治	新宿区
岡澤 誠也	足立区	碓田 幸夫	杉並区	林 重信	板橋区
片山 紀史夫	足立区	内田 秀	杉並区	外園 賢治	千葉県千葉市
金田 達雄	日野市	大野 亮裕	北区	松橋 卓司	国分寺市
木原 均	八王子市	籠島 正直	港区	松本 喜勝	台東区
國井 衛	千葉県松戸市	川島 進一	中央区	緑川 恒夫	埼玉県川口市
小泉 幸雄	文京区	菊地 憲悦	千葉県流山市	向山 正成	江戸川区
小島 節子	杉並区	近藤 勝	足立区	村田 亘	足立区
佐藤 英夫	足立区	酒井 豊	江東区	村野 弘一	福生市

森田 光隆	大田区	[技術振興功労者]	清水 豊典	大島町	
両角 輝夫	杉並区	次の方々は技術の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	志村 秀男	あきる野市	
矢吹 覚	千葉県松戸市		赤川 嘉基	多摩市	
米澤 達樹	神奈川県茅ヶ崎市	池田 哲臣	町田市	荒川 和久	青梅市
[都市づくり功労者]		及川 芳朗	埼玉県新座市	鹿内 将成	文京区
次の方々は都市づくりの推進に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		小山 二三夫	町田市	竹内 一乗	小平市
		友岡 康弘	千葉県柏市	中村 輝	江戸川区
小野 一朗	多摩市	廣瀬 啓吉	神奈川県鎌倉市	山田 安志	足立区
貝澤 二郎	中央区	松岸 則彰	千葉県流山市		
桑原 弘光	新宿区	松本 洋一郎	練馬区		
小林 光一	大田区	[善行者]			
佐野 龍夫	文京区	次の方々は献身的行為により、特に優れた業績をあげられました。			
多賀 康雄	荒川区				
瀧柳 嘉市	調布市	小西 慶一	文京区		
福田 義次	千葉県市川市	小松 志ず子	青梅市		

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年八月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人高齢者住環境リフォームプロジェクト

クト

三 代表者の氏名

南金山 崇、田口 一生

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目九番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅の認知症患者およびその家族を対象として、その疾患から生じる各種の介護上の困難や負担の実状を把握研究するとともに、介護負担軽減につながる住まいのリフォーム研究・実践並びに機器類あるいはサービスの企画・開発およびその普及に關する事業を行い、患者・家族ができるだけ長期に亘り住み慣れた家で



の生活を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年八月五日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本水フォーラム

三 代表者の氏名  
竹村 公太郎

四 主たる事務所の所在地  
東京都中央区日本橋箱崎町五番四号 アライズ第二ビル六階

五 定款に記載された目的  
この法人は、二〇〇三年に開催された第三回世界水フォーラムで培われた人的財産、知識・情報、経験および国際信用を維持発展させ、このフォーラムの理念に則り、水が持続可能な開発、貧困及び飢餓の撲滅並びに人の健康や福祉にとり不可欠であることに鑑み、水問題に関わる国内外の水関係諸機関及び市民をはじめとした水関係者の交流連携窓口となって活動を支援し、国際的な水問題や議論の発展調整を図り、世界の水問題に関する具体的な行動を実現並びに促進させ、もって国内外の水問題の解決に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年八月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所

三 代表者の氏名  
飯田 哲也

四 主たる事務所の所在地  
東京都中野区中野四丁目七番三号

五 定款に記載された目的  
本会は、持続可能なエネルギー政策の実現を目指し、省エネルギー、再生可能エネルギー、民主的かつ環境負荷の少ないエネルギー市場の形成などの普及・促進に主眼を置いて活動を進め、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年八月六日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人きぼうのいえ

三 代表者の氏名  
山本 雅基

四 主たる事務所の所在地  
東京都台東区清川二丁目二十九番十二号

五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象に、ホスピスケア対応型集合住宅において身寄りのない高齢終末期病者や生活困難者に対する在宅型介護、看護ならびに終末期の看取りを行い、終末のときに至るまで、すべての人々が尊厳ある命の灯火を保ち続けるとともに、物心両面において支援することにより、QOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上をめざし、事業を通してすべての人々が安

心して、健やかに暮らせる地域社会づくりと併せて保健医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年八月六日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本映画映像文化振興センター

三 代表者の氏名  
寺脇 研

四 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十五番五号 新宿永谷ビル四階四〇八号

五 定款に記載された目的  
この法人は、映画・映像の持つ文化的、社会的な存在意義と可能性を市民や地域の中に浸透させる為に、映画を見る側と創る側が交流し、お互いに学び合い、一体となって生涯学習の中で新しい日本映画の方向を探り、もって市民社会に文化的芸術的に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都名誉都民に選定した者の実績について  
東京都名誉都民条例(昭和二十七年東京都条例第七十六号)第三条の規定に基づき、平成二十七年十月一日に新たに東京都名誉都民に選定した者の実績は、次のとおりである。

平成二十七年十月一日

東京都荒川区

中根 喜三郎

昭和六年八月十九日、江戸時代から伝わる江戸和竿の老舗「竿忠」の三代目根忠吉の三男として、東京都墨田区に生まれる。

昭和二十年三月、一家は東京大空襲の戦禍を被り、疎開していた妹と二人だけが生き残る。「竿忠」は長男のみに「一子相伝」で技を伝えていたため、父から和竿製作の技術を教わっていなかった。

昭和二十六年、「竿忠」の再興を決意。同じ系列の二代目「竿辰」に弟子入りし、修業を積む。

昭和三十一年、独立し「竹の子」を名乗る。

昭和四十九年、四代目「竿忠」を襲名する。

昭和六十一年、荒川区登録無形文化財保持者に認定される。

平成元年、東京都伝統工芸士に認定される。

平成三年、東京都功労者(労働精励)表彰を受ける。

平成八年、黄綬褒章を受章する。

平成十一年、江戸和竿協同組合理事長に就任する。

平成十二年、荒川区指定無形文化財保持者に認定される。

氏は、素材となる竹の選定から漆塗りまで百二十に及ぶ工程の全てを手掛ける江戸和竿師として、六十余年の長きにわたり、匠の業に取り組んできた。

「自分が納得できない竿は絶対に作らない」を信念に、この道一筋に精魂を傾け、江戸時代以来の伝統技術の継承に尽力するとともに、江戸和竿協同組合理事長として、江戸和竿の振興・発展に多大な貢献を果たす姿は、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

神奈川県逗子市

福原 義春

昭和六年三月十四日、東京都品川区に生まれる。

昭和二十八年、慶應義塾大学経済学部を卒業後、株式会社資生堂に入社する。

昭和六十二年、株式会社資生堂代表取締役社長、平成九年、代表取締役会長、平成十三年、名誉会長に就任する。

平成二年、社団法人企業メセナ協議会(現公益社団法人企業メセナ協議会)の創設に尽力、初代理事長となる。同協議会は、企業による芸術文化支援を推進する目的で設立され、企業の社会貢献の新しい形を世に問い掛けるものとして注目を集めた。平成二十六年には、名誉会長となる。

平成十二年、東京都写真美術館館長に就任する。民間企業の戦略的経営の考え方に基づき、来館者が「また来た」という存在感のある美術館運営を目指し、様々な改革に取り組んだ結果、就任後五年で年間入館者数が倍増する。

平成十六年、旭日重光章を受章する。

平成十九年、東京芸術文化評議会会長に就任する。二〇一六年及び二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会立候補ファイルにおける文化プログラムや、都立文化施設の在り方などを提言する。

氏は、株式会社資生堂の名誉会長であり、経済界で活躍するとともに、芸術文化にも造詣が深く、企業による芸術文化支援活動の発展に力を注いできた。

また、東京都写真美術館館長や東京芸術文化評議会会長として、東京都の芸術文化の振興に大きく寄与してきた。以上のような氏の功績は多大であり、今も尽力し続ける姿は、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都世田谷区

八千草 薫

(本名 谷口 瞳)

昭和六年一月六日、大阪府大阪市に生まれる。

昭和二十一年、宝塚音楽学校に入学、昭和二十二年、宝塚歌劇団に入団する。

昭和二十六年、「宝塚夫人」で映画デビュー。

昭和三十年、日伊合作映画「蝶々夫人」の主役に抜擢され、国際的な人気を獲得する。

昭和三十二年、宝塚歌劇団を退団。同年、映画監督の谷口千吉氏と結婚。その後、活躍の場を舞台に移す。

昭和四十七年、舞台「二十四の瞳」で大石先生を演じ、三箇月のロングラン興行となる。

昭和五十二年、テレビドラマ「岸辺のアルバム」で母親役を演じ、テレビ大賞主演女優賞を受賞する。

昭和六十二年、映画「ハチ公物語」で飼主である教授の妻役を好演、慈愛溢れた演技で幅広い年齢層の感動を呼ぶ。

昭和六十三年、都民文化栄誉章を受章する。

平成九年、紫綬褒章を受章する。

平成十五年、旭日小綬章を受章する。

平成十六年、映画「阿修羅のごとく」の母親役で第二十回日本アカデミー賞優秀助演女優賞を受賞する。

平成二十五年、映画「くじけないで」では五十九歳から九十八歳までの主人公を繊細に表現し、平成二十七年には企画から携わり、自ら主役も務める映画「ゆずり葉の頃」が公開されるなど、活躍を続ける。

氏は、日本を代表する実力派女優として、テレビ、映画、舞台等数々の名作へ出演し、多くの賞を受賞してきた。

たゆまぬ努力に裏打ちされた演技力と清楚な美しさは、幅広い世代の人々を魅了し続けている。  
 長きにわたり、現役として活躍を続ける姿は、人々に希望や活力を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 両国駅北口地区地区計画

二 位置 変更する区域 墨田区横網一丁目地内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
 十一階北側)及び墨田区役所

五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先

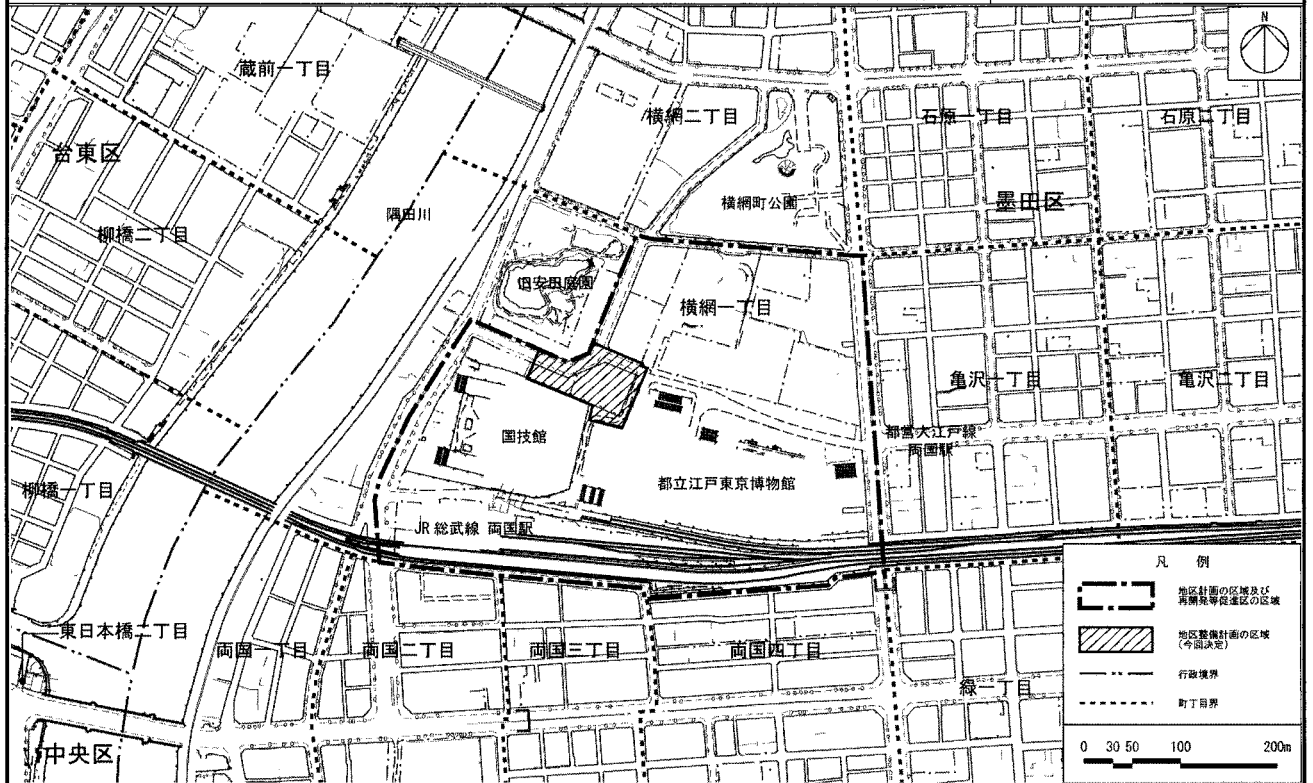
新宿区西新宿二丁目八番一号  
 東京都都市整備局都市づくり政策部  
 都市計画課

別図

東京都市計画地区計画  
両国駅北口地区地区計画

区域図

[東京都決定]



土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により稲城上平尾土地区画整理組合理事長馬場丈助から次に掲げる者が平成二十七年八月三十一日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年十月一日

東京都知事 舩 添 要 一

氏名	住所
馬場 丈助	稲城市平尾千八十四番地
馬場 昇	同 市平尾一丁目二十八番地の十
宮田 光治	同 市平尾千五百五十五番地
加藤 榮一	同 市坂浜四百四十一番地
鈴木 幸子	同 市平尾一丁目二十二番地の一
黒田 進	同 市平尾千九百九十五番地
馬場 茂治	同 所千五十七番地
宮田 千恵子	同 所千七百七十三番地
馬場 実	稲城市平尾一丁目三十三番地の三十

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について  
ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年十月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 モリパークアウトドアヴィレッジ

二 店舗所在地 昭島市中町六百十番地四ほか

三 設置者名 昭和飛行機工業株式会社

四 設置者住所 昭島市中町六百番地

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ゴールドウィンほか十名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ゴールドウィンほか十一名

七 変更前の小売業者の住所 未定

八 変更後の小売業者の住所 大阪府大阪市西区北堀江二丁目二十番十五号(株式会社サンリバー)

九 変更前の小売業者の代表者名 未定

十 変更後の小売業者の代表者名 清水 隆(株式会社サンリバー)

十一 変更日 平成二十七年九月十日

十二 届出日 平成二十七年九月十六日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間 平成二十七年十月一日から平成二

十五 縦覧時間

十八年二月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十七年十月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務

東京都計画法道路事業補助線街路第百四十二号 江戸川区南小岩五丁目及び南小岩四丁目地内 平成二十七年六月十一日閣 東地方整備局告示 第五建設事務

東京都計画法道路事業補助線街路第百四十二号 江戸川区東小岩五丁目及び東小岩四丁目地内 平成二十七年六月十一日閣 東地方整備局告示 第五建設事務

東京都計画法道路事業補助線街路第百四十二号 江戸川区東小岩五丁目及び東小岩四丁目地内 平成二十七年六月十一日閣 東地方整備局告示 第五建設事務

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十七年十月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務

昭島都市計画法道路事業三・二・十一号国営公園 昭島市玉川町一丁目、東町二丁目及び福島町地内 平成二十七年八月二十八日 北多摩北部建設事務所

昭島都市計画法道路事業三・二・十一号国営公園 昭島市玉川町一丁目、東町二丁目及び福島町地内 平成二十七年八月二十八日 北多摩北部建設事務所

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001